

<服装・容儀>

1 制服

気候や自身の体調に合わせ、**学校指定の制服**を正しく着用する。ただし、儀式的行事等の際は、その意義を踏まえて着用する制服を揃える。また、**制服以外の衣服等**を着用する際は、華美でない、**制服と調和の取れたもの**を着用する。

<女子>

- ア 冬服は、セーラー型上着とジャンパースカート、ネクタイ
- イ 中間服は、長袖丸襟ブラウスと冬用のジャンパースカート、紺色の棒ネクタイ
- ウ 夏服は、半袖セーラー型上着とひだつきスカート
- エ スカート丈は、立った姿勢でひざが隠れる長さ

<男子>

- ア 冬服は、黒の標準服（標準マークがついているもの）とワイシャツ
- イ 中間服は、ワイシャツと標準服のズボン
- ウ 夏服は、半袖開襟シャツと標準服のズボン
- エ シャツはズボンの外に出さない。ベルトは腰骨より上でしめる。

<共通>

- ア ボタン類は外さずにとめる。
- イ ネームは左ポケットの上につける。

2 靴

白のローカットの運動靴

3 靴下

白色でくるぶしが隠れるもの（ワンポイント可。スニーカーソックスやルーズソックスは着用しない。）

4 髪型

髪型は、学校における学習やスポーツに適した、衛生的なものを選ぶ。（染色、脱色、パーマ、整髪料の使用等はしない。）

<共通>

前髪は目にかからない長さにする。

<女子>

前髪が目にかかる場合はピンでとめ、肩にかかる長さになったらゴムで結ぶ。

<男子>

横髪は耳にふれない長さ、後髪はえりにかからない長さにする。

5 防寒着

自己の体調や気候に合わせて、以下の防寒着等を着（使）用できる。

- ア 主として体育ジャージ。部活動ジャージやトレーナー、セーター、カーディガンも可。（フードなしのもの）
- イ 登下校時は、マフラーやネックウォーマー、耳カバー（生徒玄関で着脱）
- ウ 黒のストッキングやタイツ、スパッツ、黒靴下（女子）
- エ ひざかけや座布団（通年）

6 カバン

- ア 学校指定のカバン、補助バックを使用する。
- イ カバンは、肩紐を両肩に通して背負う。
- ウ 指定以外のバックを日常的に使用する必要がある場合は、学級担任に届け出て、学校長の許可を得る。
- エ 教科の授業がない日は、補助バックのみで登校してよい。（終業式、出校日等）

7 その他

- ア 眉そり、眉毛抜き、剃りこみ、化粧や、マニキュア、アクセサリーの使用等はしない。
- イ 制汗剤・汗ふきシートを使う場合は、無香料のものを使用する。
- ウ 日焼け止め、リップクリームを使う場合は、無香料・無着色のもの（グロス系を除く）を使用する。
- エ 水筒を持参して、お茶・水（体育大会練習期間のみスポーツドリンクも可）を、休み時間、給食時間、部活動時には飲用してよい。補助バックの中で管理し、貸し借りをしない。
- オ 体育・部活動・作業時の服装等は、学校で指定されたものを使用する。
- カ 規定以外の服装を必要とする場合は、学級担任に相談し、学校長の許可を得る。
- キ 合理的な理由により服装・容儀について本規定によりがたい場合は、個別に配慮する。

附 則

- 平成7年4月1日一部改正
- 平成7年12月1日一部改正
- 平成13年4月1日一部改正
- 平成19年4月1日一部改正
- 平成24年4月1日一部改正
- 平成30年4月1日一部改正
- 平成31年4月1日一部改正
- 令和2年4月1日一部改正
- 令和3年4月1日一部改正
- 令和3年12月1日一部改正
- 令和5年4月1日一部改正